

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年九月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葛飾吉川松伏線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北葛飾郡松伏町大字上赤岩字辻一〇七六番一地先から 同郡同町大字上赤岩字永宮一七五〇番一地先まで		区 間
一二・〇九 一二・四七	九・八〇 一〇・一五	敷地の幅員 (メートル)
二四・六四		(メートル) 延長
		備 考